

市民の皆様へ

市は、新型コロナウイルス感染予防に取り組む飲食店を『**認証飲食店**』として認証しています



柏崎

店頭に貼ってあるこのポスターが目印！

新型コロナウイルス感染防止対策

認証飲食店

店名

当店は徹底して営業しております！

- ご来店時の検温及び手指消毒
- 店内の消毒・十分な換気
- 飛沫感染予防(アクリルパネル設置等)
- 1時間半以内のご利用
- カラオケなし

皆様のご理解ご協力をお願いいたします

柏崎市・柏崎商工会議所・柏崎市連合商工会



このポスターにある感染予防に取り組んでいます



認証飲食店は、市ホームページに掲載中です →



感染防止対策で安心！
各自の感染予防も忘れずに！



【この制度に関するお問い合わせ先】

〒945-8511 柏崎市日石町 2-1 柏崎市商業観光課 TEL 0257-21-2334 FAX 0257-22-5904

飲食店の皆様へ

市は、新型コロナウイルス感染予防に取り組む飲食店を『認証飲食店』として認証します



これは、感染予防を徹底している飲食店を市民に周知することで、飲食店を利用しやすくするために
行うものです。認証飲食店には、5万円の協力金もしくは10万円の支援金を支給します。

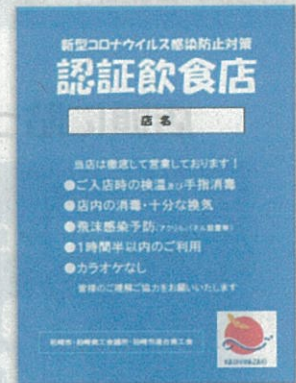
①「柏崎市飲食店認証制度」

認証要件：以下の1～5の取組すべてを行っていること

- 1：入店時の検温・手指消毒
- 2：店内の消毒・十分な換気
- 3：飛沫感染予防（アクリルパネル設置等）
- 4：1時間半以内の利用
- 5：カラオケなし

※認証後、市のホームページに店名を掲載し、A4サイズのポスターを送ります（上図）
※複数店舗を経営されている場合も、店舗ごとの申請が必要です

認証飲食店は
支援策②飲食店経営継続支援金（支給額10万円）
または
支援策③飲食店感染防止対策協力金（支給額5万円）
の申請ができます。



認証ポスター



飲食店認証制度
申請書はこちら
（柏崎市ホームページ）

②「柏崎市飲食店経営継続支援金（10万円）」

申請期限：令和3年7月31日

支給要件

- ・①柏崎市飲食店認証制度の認証を受けていること
- ・新潟県事業継続支援金の支給決定を受けていること
- ・10名以上で利用できる個室の宴会場を有していること
- ・市税の未納がないこと



飲食店経営継続支援金
申請書はこちら
（柏崎市ホームページ）

③「柏崎市飲食店感染防止対策協力金（5万円）」

申請期限：令和3年7月31日

支給要件

- ・①柏崎市飲食店認証制度の認証を受けていること
- ・②柏崎市飲食店経営継続支援金（10万円）の支給要件に該当しないこと
- ・市税の未納がないこと



飲食店感染防止対策協力金
申請書はこちら
（柏崎市ホームページ）

◆各制度の詳細は市のホームページまたは、
下記までお問い合わせください

【この制度に関するお問い合わせ先・申請先】
〒945-8511 柏崎市日石町2-1 柏崎市商業観光課

※新潟県事業継続支援金を除く
TEL 0257-21-2334 FAX 0257-22-5904
E-mail: ninsho@city.kashiwazaki.lg.jp